

平成20年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年12月17日

午前10時10分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	都 市 建 設 部 長	清 水 建 也
建 設 課 長	加 藤 保 幸	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和
都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司	上 水 道 課 長	佃 田 眞 規

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 予算常任委員長報告について

日程 5. 議会運営委員長報告について

日程 6. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 7. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 議案第 6 1 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

追加日程 2. 発議第 7 号 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書について

追加日程 3. 発議第 8 号 ミニマムアクセス米の輸入を中止し、食料自給率の向上を求める意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前10時10分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、12月8日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果につきましてご報告をいたします。

初めに、本会議からの付託であります（1）議案第60号 平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民の利用に供することについてを議題とし、理事者から説明を受けました。その内容は、行政区域界周辺の地形的な条件により、平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民が利用することから、地方自治法第244条の規定により、平群町と施設の利用及び維持管理に関して協議を行い、行政区域界に設置されたそれぞれの公共下水道施設を相互に有効に利用することにより、無駄なくスムーズな整備拡大をし、公共下水道への接続促進を図っていくとの説明があり、委員より質疑を受けたところ、質疑、意見等はありませんでした。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、（2）請願第1号 南興留第三自治会で無償で使用している個人所有の子供広場（地図・写真を添付）を、斑鳩町に買い取りを求める請願書についてを議題とし、初めに事務局より朗読をした後、各委員より何点か質疑がありました。

その内容は、その1として、この請願の経緯について、町はどのように回答されてきたのかとの質疑があり、理事者より、請願書の自治会長さんが、この件について担当課へ相談に来られ、ご要望をお聞きした上で、検討した結果、斑鳩町として公園の買収は現状では出来ないとの回答をさせていただいたとの答弁がありました。

その2として、公園の管理はどのようにになっているのかとの質疑に対し、自治会の皆

さん方にいただいている。

その3として、公園の定義についての質疑があり、理事者より、現在、斑鳩町では、開発指導要綱に基づき、一定の規模の開発をされる場合、事業者の方に公園を設置していただき、町が帰属を受けることになっている。南興留第三自治会の公園の場合、斑鳩町の開発指導要綱等が施行される以前の開発であるため、規定に基づく設置がされていない。一般に、公園とは、近隣公園、街区公園等の大きな公園で、1ヘクタール以上の面積を有し、町が管理、あるいは住民の皆さんに管理をいただいている。

その4として、子供広場は、子どもたちの交流の場として地域に必要と考える。この請願のとおりというわけではなくて、前向きに検討していただきたいとの意見がありました。

その5として、今回のような請願を受けて、公園として買い取られた前例があるのかとの質疑に対し、前例はないとの答弁がありました。

その6として、町内に54カ所の公園があるが、その形態について質疑があり、理事者より、54カ所の公園のうち、10カ所が町の都市公園として条例で制定をし管理をしている。その他の公園については、開発に伴って設置をされ、町が帰属を受けて、現在も底地として斑鳩町が所有、管理は住民の方にしていただいている。一方、境内地や個人地等の所有となっている公園については、随分以前に地区の公園として設置され、それを町の方で遊具を設置し、住民の皆さんで日常的に管理をいただいている。

その7として、町として公園を買い取る時の補助制度はないが、実際にこれに類するような補助制度がないのかとの質疑に対し、理事者より、集会所等の取得に係る補助制度において、これに類するものがあるとの答弁がありました。

以上、何点かの質疑があり、委員の方々の意見が出尽くしたので、最後に一人ひとりの委員の方から、この請願に対するご意見を伺いました。

その1として、確かに、請願されている方の心情は非常によくわかります。ただ、町として、財政的に非常に困難な中で、各種団体の補助金の削減等が実行されている。斑鳩町全体の財政運営の中で、公有地でない公園は10カ所あり、これを全部負担するとすれば、財政的に破綻を来すことになる。

その2として、子どもたちのためには、町として前向きに行うべきである。

その3として、公園に対しては、今後、整備が必要と考えますが、今回の請願を一つ受け入れると、斑鳩町の財政が逼迫していくことになる。

その4として、児童公園は、子どもの遊ぶ場として、また地域住民が集う場として大切なものであると認識し、請願の方々の気持ちはよくわかるが、町の財政的な面を考えると、これを受け入れることは出来ない。

その5として、請願者の思いは大変よくわかります。もし斑鳩町がこのような公園を買い取るようなことがあれば、他の地域においても同じような買い取りのお願いをされることがあり、財政的に無理であるとの意見がありました。

以上、各委員の方々からのご意見を伺い、取りまとめの結果、本請願書については、討論の申し出があり、討論を行いました。

初めに、本請願書を採択することに反対の方の意見を求めました。

まず、反対者の意見では、斑鳩町の中で、公有地でない公園もあり、また開発指導要綱以前の自治会については、公園がないという状態である。そして、斑鳩町の財政的な将来の見通しを考えると、心情としては理解出来ても財政的では難しい。一方、子どもたちが遊べる場としての児童公園を斑鳩町全体として考える必要があるのではないかと考える。今回の請願については、残念ながら難しいことから、反対をさせていただくとの意見がありました。

次に、賛成者の意見では、少子化と言われる中、公園の整備については、子どもたちにとっての交流の場、遊びの場としての必要性があり、十分に力を入れるべきである。今回の請願は採択すべきであるとの意見がありました。

以上をもって討論を終結した後、本請願書については、賛否両論であり、採決を行うこととし、本請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めたところ、挙手少数であり、よって請願第1号は、不採択とされました。

続いて、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて審査をいたしました。

初めに、1、公共下水道事業について理事者から報告がありました。

その内容は、工事の進捗状況は、前回、事前委員会で報告した状況から特段大きな変化はなく、現在、すべて順調に工事を進めており、年度内に完了出来る予定との報告がありました。なお、これから年末年始にかけての長期休工となることから、現在、稼働している工事現場において、現場周辺の安全対策の徹底、緊急時の対応については、再度確認を済ませておく予定との報告がありました。

次に、平成20年11月30日現在の接続に関する状況ですが、申請受付件数が1、

654件、検査済み件数が1,616件、融資あっせん利用総数が28件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が20件となっているとの報告がありました。

委員より質疑を求めたところ、別段の質疑はありませんでした。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、2、都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者から報告がありました。

まず初めに、前回の委員会で委員より意見のあった件について、副町長より報告がありました。

その内容は、去る11月17日の建設水道常任委員会において、都市整備課長が答弁した「一度お話をさせていただいたことがございまして」という文言について、いかるがバイパス計画白紙撤回要求連絡協議会の協議会ニュース4号で記載されている内容が相違しているとの意見に対し、このことについて調査して答えをさせていただくとのことでした。

本件について調査したところ、本年3月12日、三室地区の住民の方からの申し出により、国土交通省奈良国道事務所が道路計画の説明をした際に、担当課の職員が同席している中で、「一度お話をさせていただいた」との発言は、奈良国道事務所が三室の住民の方に、道路構造の計画を当町役場会議室にて説明をされたところに同席した時の会話の内容でありました。そのことの説明が不足していたことが発端であると認識している。今後、このような誤解が生じないように十分配慮してまいりたいとの答弁がありました。

次に、パークウェイについては、稲葉車瀬区間で現在進められている埋蔵文化財の発掘調査は、今週中に終了する予定で進んでいる。

また、岩瀬橋の橋梁下部工事については、11月14日から再開し、現在までのところ、左岸側の橋台の施工については順調に進捗している。なお、三室交差点付近の道路構造については、近隣の住民の方々との協議を行っているとの報告がありました。

次に、都市計画道路法隆寺線整備工事については、順調に進んでおり、進捗率は約40%となっている。3月の工期に向けて、慎重に工事を進めるよう努めるとの報告がありました。

また、用地買収が済んでいる中央公民館の東側については、一部工事を12月25日

の入札で発注を行いたいとの報告がありました。その工事内容ですが、中央公民館の南側の町道489号線の交差点から北側へ約90メートル、現在の中央公民館の駐輪場のところまで道路を計画し、車道幅員3メートル、2車線、両側に3メートルの歩道を設置し、一部植栽帯を設置する計画になっている。

委員より、町道489号線との交差点での信号機の設置についての質疑があり、理事者より、以前から警察とも協議する中、この交差点については設置出来ない状況ですが、25号線との交差点においては信号機が必要とのことで、協議を進めているとの答弁がありました。また、委員より、車道と歩道の段差についての質疑があり、2センチ程度の段差になるとの答弁がありました。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、3、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて理事者から報告がありました。

その内容は、初めに、1号線については、現在、駐輪場の解体も終え、道路北側部分の路肩排水施設の施工を行っており、進捗率約30%となっている。

次に、2号線については、11月17日の委員会以降、主だった進捗がないとの報告がありました。

続いて、5号線については、12月15日に入札を予定しているJR法隆寺駅北口広場整備に係る工事概要については、現在の広場は、暫定的にロータリーを設置しており、今回、広場内の動線を整理し、円滑な交通処理機能と車両や歩行者等の安全を確保するものである。

施工内容については、広場内にロータリーを設け、一方通行の規制により車両の誘導を行う。また、普通自動車3台程度の停車帯を2メートルの幅員により確保している。ロータリー北側道路は、送迎等での待ち合わせ場所として、2.5メートルの幅員を基本として停車帯を設置し、また歩道を設け歩行者の動線を確保するものです。

続いて、植栽については、駅前の景観の確保と隣接地の宅地との緩衝帯として植樹帯を設ける。また、照明2カ所と横断防止柵、時計の設置もあわせて行うとの報告がありました。

委員より、車道のエリアは、駐車禁止区域になっているのかとの質疑があり、理事者より、現在、警察と協議中で、駐車禁止を規制する標識は設置していないとの答弁があ

りました。

本件については、委員会として説明を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、（１）平成２０年度斑鳩町一般会計補正予算（第５号）についてのうち、当委員会所管に関するものについて担当課より説明がありました。

その内容は、公共下水道事業の支援として、一般会計繰出金で９５７万円の減額をしたとの説明があり、続いて（２）平成２０年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）についてのうち、当委員会所管に関するものについて担当課より説明がありました。

その内容は、既定の歳入歳出の総額から９５７万円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ歳入歳出１５億８，５４３万円とするもので、その主な内容として、人事異動に伴う人件費の減額補正をするとの説明がありました。

次に、（３）平成２０年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）について担当課より説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、質疑もなく、報告を受けたということで終わりました。

ほかに、理事者の方から報告を求めたところ、建設課より、御幸大橋の右折レーンの設置工事についての報告がありました。

その内容は、県道大和高田線の大和川にかかる御幸大橋の河合町側の右折レーンの設置については、一昨年から橋脚の耐震補強工事等が県の事業として進められており、今般、高田土木事務所において上部工事が行われることとなり、橋の南側約半分の９０メートルを拡幅し右折レーンを設置する工事は、平成２２年３月末に完了するとの報告がありました。

最後に、当委員会として、都市基盤整備事業に関することについて及び委員会条例第２条第１項第３号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し議長に申し入れております。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます、以上で建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る12月9日、火曜日に、全委員出席のもと委員会を開催いたしておりますので、ご報告をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、本会議から付託を受けた議案から審査を行いました。

その1、議案第51号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、議案書の要旨に基づいて説明がされ、1つとして、以前に条例改正する時に、保育所運営委員会での協議をしないまま議会に先に提出をされたが、今回はどうなっているか。それに対して、今回については、既に保育所運営委員会を開催し、説明をしてご理解をいただいておりますと答えられました。

2つ目として、保育料は21年度は凍結されるが、本来なら国ほどの程度の値上げを言ってきているのかという質疑に対し、徴収金額表の第4階層までと3歳未満に変更がなく、第5階層の1の3歳児で400円、4歳以上で300円、第5階層の2から第7階層までの3歳児で700円、4歳以上で500円の改正となっているなどの質疑答弁の後、お諮りをしたところ、満場一致で原案どおり可決することといたしました。

2つ目といたしまして、議案第52号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、これも議案書の要旨に基づいて説明がされましたが、1つとして、来年度予算は幾ら見積もっているのかという質疑に対し、現在推計しているところでは、約300万円ですと答えられています。

2つ目としまして、制度拡充の住民広報について尋ねられ、議会議決後、広報紙をはじめ色々な機会において広くお知らせしていくなどの答弁がされた後、お諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決することといたしました。

3つ目といたしまして、陳情第2号 奈良県社会保険病院の公的機関としての存続・拡充と地域医療を守る会から提出を受けた陳情書についてを議題といたしました。

まず、委員より質疑意見をお受けいたしましたところ、1つとして、年間13万人の外来があると言われているが、この病院の果たしている役割と斑鳩町とのかかわりについてという質疑がされ、地理的交通の便からも一定の利用がある。総合内科、小児科、産婦人科など13の診療科があり、特に産婦人科の充実がされており、平成20年4月から、常勤医師を2名から3名に、非常勤医師も2名から3名に増員され、助産師も27名を有し、奈良県内でもトップクラスとなっている。斑鳩町でも、4月以降11月ま

でに妊娠届を出された161名のうち4名が妊婦健診を受けておられる。

さらには、昨年8月に起こった妊婦の救急搬送の事案以降、産婦人科の一次救急体制の整備が重要な課題とされており、今年2月から、病院群輪番制、在宅当番員制により、毎休日、夜間の救急体制を確保されており、この斑鳩町を含む北和地区において、月曜日に病院輪番としての役割を担っていただいている。

また、小児科救急でも、1次救急は、かかりつけ医療機関や三室休日応急診療所で対応するものの、2次救急では、北和地区の7つの病院で構成されている小児科2次輪番体制医療機関にも含まれており、斑鳩町にとっても、産科、小児科の救急体制として重要な医療機関である。

また、社会福祉協議会といかるがホールの職員の健康診断も行われているところであるとの説明を受けた後、委員より、採択すべきであるという意見があり、お諮りいたしましたところ、満場一致で採択して、最終日に委員会発議として意見書提出を提案させていただくことといたしました。

4つ目といたしましては、陳情第4号、小吉田住宅自治会からの要望書についてですが、委員に質疑、意見をお聞きしましたところ、質疑としては、1つ、土曜日の利用状況はどうなっているかというのに対し、9月は土曜日に3回、全体の10%、10月にはなしで、11月に1回、全体の3.1%、12月には1回既に使われており、さらに2回の予約が入っていると答えられております。

また、2つとして、住民票の発行を今後行っていくと言われているが、休日の取り扱いはどうなるのかというのに対し、役場の休日には発行が出来ないので、取り扱いは月曜から金曜までとなると答えられています。

また、3つ目としては、土曜日の利用が少ないことの対策の方が重要だと思うが、今後の考え方はどうなっているのかというのに対し、健康対策課としては、まず月に1度のイベントを考えていきたい。福祉課としては、来年度はつどいの広場を月に1回程度土曜日に行っていく予定であると答えられました。

また、委員からの意見としては、1つとして、土、日、祝日の休館日とあるが、土曜日は開館している。2つとして、既に理事者側が無理だと言っている。日曜、祝日を開館する方策がとれない現状では、日にちを切って回答を求められているので、出来ないものは出来ないとはっきり答える必要がある。3つとして、当初、日曜、祝日を休館日とすることを深く考えていなかったが、アグリア服部からも同じような意見を聞いてい

る。議会は、住民の意向を反映させるべきで、条例を変えるのも議会の役割である。また、休日を平日にするという考え方も必要ではないか。貸し館などでも、サラリーマンの利用の促進も必要である。4つ目として、土曜日が開館していることを知らない人も多い状況がある。また、土曜日の少ない利用でも、お湯や電気などの経費もばかにならないので、慎重に考える必要がある。5つとして、土曜日の少ない利用状況のまま日曜、祝日を開館するとなると、コストがかかり過ぎるということでは、逆に町民全体から見ると、理解を得られないのではないかなどという意見があり、委員皆さんに確認をさせていただいたところ、要望書については、採択出来ない、またすべきという意見がありましたので、討論をすることといたしました。

まず、採択することに反対の意見は、これまでに休館日の問題について我々も議論をし、運営会議でも審議され、他町村の実態も調査する中で、日曜、祝日を休館にすることは、全員一致で賛同をしてきた経緯がある。今後は、その推移を見ながら検討することもあるが、土曜日の事業や行事を充実させていく方向を町や社協も示されていることもあり、平日の休館については、職員の就業規則などの問題もある。開館からまだ3カ月しかたっていないので、今後の推移を見ながら、土曜日の利用の少ない状況の中で、これらを広く町民に知っていただくことが重要である。現時点では、この要望にこたえるのは無理があると考えろという意見でした。

また、採択することに賛成する方の意見としては、当初建物は要らないという立場だったが、建てた以上は維持管理費がかかることはわかっていることだし、住民の利便性を考えるのは行政として当然のことである。保健センターなど行政部門を閉めていても、平日に使えない住民が利用したいという多くの声にこたえて、広く利用出来るようにし、条例を変えていくことも議会の役割であると考えているという意見でした。

以上、討論の後、採決の結果、当委員会としては、賛成少数で不採択となりました。

続きまして、2番目の継続審査についてを議題といたしました。

その1、総合保健福祉会館の運営に関することについては、担当課より、11月の利用状況は、来館者4,384人、1日平均183人となっている。歩行浴の件では、11月27日に健康運動指導士による体験教室を行い、女性18名、男性1名の19名参加された。今後、さらに安全性や利便性を考え、色々な改善もしながら、健康増進の事業として行っていく。さらに、現在、歩行浴に延べ67人の申し込みを受けていること。そして、11月26日に、総合保健福祉会館運営会議を開催したその内容などについて

の報告がありました。

委員より質疑、意見をお受けしたところ、1つ、歩行浴室のシャワーについて、2つ、歩行浴室の利用者の状況について、3つ、歩行浴室の安全性の確保について、4つ、健康運動指導士の活用と報酬について、5つ、介助浴室の利用状況について、6つ、足湯の囲いについて、7つ、空間を利用したミニコンサートなど小さな催しについてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされ、報告を受けて審査をしたということで終わりました。

次に、3番目の各課報告事項についてを議題といたしました。

その1、学童保育室の整備計画については、厚生労働省が平成19年10月にガイドラインを策定されたことにより整備の必要があること。平成20年10月1日現在の各学童の登録児童数と建物の状況については、斑鳩学童122人、平成14年度建設、西学童35人、建物は平成12年の建設、斑鳩東学童では77人で、建物は昭和63年のものとなっていること。

また、ガイドラインでは、1教室の人数規模を70人までとされ、1人当たり1.65平方メートル以上の面積の確保を必要とする。それに該当しない場合は、保育室の分割などの処置を講じなければならない。21年度までは、現在、経過措置として補助金の交付を受けることが出来るが、これらをクリアしなければ、22年度からは補助金を受けることが出来ない。

それによりまして、70人を超えております斑鳩学童では、現在の保育室の南側にもう1棟の増設、東学童では、既に老朽化していることもありますので、現在の場所で2階建てに改築することで整備をしていきたい。また、その建設に際しては、児童厚生施設等整備補助金を受けれるようにする予定であるという報告がされました。

委員より、1つとして、学校の空き教室の利用は考えられないのか、2つとして、放課後子どもプランとの連携についてなどの質疑、意見がありましたが、一定の答弁がされて終わっております。

報告事項の2つ目としましては、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合、出産育児一時金に3万円を加え38万円とする。制度に加入していない医療機関での出産については、現行のまま35万円であると、厚生労働省の方できちっと考え方が示されてきたことを受け、斑鳩町での条例の変更がされるというもので、本会議の最終日に追加上程させていただ

きたいとの報告がありました。

それに対して、医療機関の加入状況についての質疑があり、奈良県では、分娩出来る医療機関33と助産所9の計42の施設すべてが加入の手続を済ませている。全国的には、12月2日現在で98.2%の加入で、近畿圏では、滋賀県98%、大阪府96.9%、兵庫県93.5%、京都府・和歌山県は奈良県同様100%となっていると答弁がされ、この件については、最終日の追加日程となることについて了承をして終わりました。

また、3つ目として、衛生処理場の修理工事について、12月25日に指名競争入札を行うこと。1号炉のガス冷却室の下部改修など3項目となっていること。本年12月26日から来年3月31日までの工期となるが、1月下旬から3月中旬ごろまでは2号炉のみの焼却となり、焼却時間の延長をさせていただくことになるので、地元自治会にお知らせさせていただくという報告をされましたが、特に質疑、意見はありませんでした。

4つ目といたしましては、郵便局での住民票等の証明発行の廃止についてですが、平成21年3月31日をもって郵便局での斑鳩町の特定事務の取り扱いの指定の期日が終了することから、以前より、この発行に際しての事務手数料168円、公金払込手数料30円の経費が高くつき過ぎるといふ指摘もあり、また生き生きプラザ斑鳩での発行の要望もあったので、来年4月1日より郵便局での発行を廃止し、新たに西・東の公民館と、生き生きプラザ斑鳩での発行を実施していきたいとの報告がありました。

委員より、1つとして、住民への周知の徹底について、2つとして、派遣の方たちも働いていただいていることや、臨時職員さんたちもいらっしゃることから、その方たちへの研修についてなどの質疑、意見があり、町の方から一定の答弁がされています。

また、理事者から、その他の報告として、後期高齢者医療制度の特別徴収の制度の見直しが再度されたことにより、特別徴収から口座振替に変更する条件が取り払われたことにより、適用をされるのが平成21年4月年金からということなので、詳細はすべて来ていないものの、1月末には手続を終えないと、4月の年金支給の時に徴収されてしまうので、早急に準備をする必要があることから、これらの状況の報告をされ理解を求められましたが、特に委員からの質疑、意見はありませんでした。

次に、4番目のその他についてを議題として委員より質疑、意見をお受けいたしましたところ、1つとして、クリーンキャンペーンが中止になった後の清掃活動について、

2つとして、富雄川の河川敷に剪定枝葉など大量に置いてあることについて、3つとして、リフト付きバスを利用した時の利用者の連絡先の確認の煩雑さについて、4つとして、年末のごみの持ち込みの混雑に伴う安全確保についてなどの質疑、意見があり、理事者の方から一定の答弁がされて終わりました。

最後に、継続審査の手続の確認をさせていただいております。

以上が、開会中に開催をいたしました厚生常任委員会の概要でございます。詳細につきましては、会議録に整理をいたしておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、12月10日全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります議案第48号 斑鳩町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律」が、平成20年12月1日に施行され、地方自治法の一部が改正されることに伴い、本条例における引用条項の整理等所要の改正を行うものとの説明がありました。

委員より、認可地縁団体の数について質疑があり、理事者より、現在、11団体であるとの答弁がなされました。

本件についてお諮りをしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を平成20年10月31日をもって解散したため、本条例の当委員会に関する規定を削除する改正で、11月1日にさかのぼって適用をする。また、本条例の改正に伴い、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例についても、当委員会に関する規定を削除する必要があるため、

付則において改正を行うとの説明がありました。

本件についてお諮りをしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、株式会社日本政策金融公庫法等が施行され、関連する人事院規則が平成20年10月1日に公布、施行されたことに伴い、本条例における引用法令名の整理等所要の改正を行うとの説明がありました。

本件についてお諮りをしたところ、特段の質疑もなく、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 (仮称)斑鳩町文化財活用センター整備工事請負契約の締結についてを議題とし、理事者より、去る11月14日に入札を執行し、落札業者と請負契約を締結するため議会の議決を求めるもので、契約金額は2億8,308万円、契約の相手方は、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番の1、村本建設株式会社奈良本店、取締役本店長 宮島外喜男、工期については、議会議決後370日間であるとの説明がありました。

本件についてお諮りをしたところ、特段の質疑もなく、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号 要望書について(斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付の拡充について)を議題とし、委員より、この陳情書について、自治会で陳情されているのか個人で陳情されているのか、また補助金の出し方について、新築等の場合、上限1,500万の補助があるので、賃貸についても同じように補助を出してほしいというのか、三室自治会の賃貸料に対して補助を出してほしいというのか、この文章ではわかりにくいとの質疑があり、議長より、要望書については、三室自治会会員の総意として受け付けを行った。また、自治会としては、新築の場合、2分の1の補助金をもらっても、残りの金額を補う力がないため、賃貸マンションの一室を借りようとしている。新築等をされる場合は、補助金の対象になるのだから、賃貸の場合も補助金を出していただけないかという要望であるとの説明がありました。

また、委員より、賃貸マンションでの集会所の機能が果たせるのか、賃貸の方法や契約の方法、隣人との問題等様々な意見が出ましたが、集会所施設については、コミュニティの場として、また地域福祉を進めていく上でなくてはならない施設であるため、こ

の件については、今後、理事者側とも協議をしながら調査、検討をしていくということで、委員会としては取りまとめを行い、協議を終えました。

この後、委員会を休憩し、中宮寺遺跡発掘調査現場の現地調査を行いました。その後に委員会を再開し、審査を行っております。

初めに、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者より、史跡中宮寺跡の発掘調査について、金堂基壇の調査が一段落した段階で、報道通知をし、現地説明会を開催したいと考えている。

次に、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの整備については、本会議での議決を得た後、本契約を締結し、工事に着手してまいりたい。起工式については、来年1月25日に予定をしているとの説明がありました。

委員より、文化財活用センターの利用要綱等は作成しているのかとの質疑があり、理事者より、来年の9月、または12月議会に上程をしたいとの答弁がありました。

次に、各課報告事項として、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に属するものについて報告がありました。

歳入では、町民法人税の減額補正、たばこ税の減額補正、配当割交付金の減額補正、ゴルフ場利用税交付金の減額補正、地方特例交付金では、地方税等減収補てん臨時交付金の追加補正、地方交付税では、地方税等減収補てん臨時交付金の創設による普通交付税の再算定に伴う増額補正、国庫支出金では、幼稚園就園奨励費補助金の増額補正、総務費国庫補助金では、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の創設による追加補正、寄附金では、福祉費寄附金、教育費寄附金の増額補正。

歳出の予算の補正では、人事異動等に伴う人件費の減額補正。人件費以外の主な内容については、総務費で臨時職員の雇用による増額補正、財政管理費では燃料費の増額補正、民生費では福祉基金への積立金の増額補正、消防費では消防施設整備事業等補助金の増額補正、教育費では私立幼稚園就園奨励費補助金の増額補正、幼稚園費では臨時職員雇用のため増額補正、公民館費では燃料費の増額補正、文化財保存費では基金積立金の増額補正、予備費では今回の補正に要する財源2,430万9,000円を充当する補正との報告がありました。

次に、斑鳩町公益通報に関する要綱について、理事者より、公益通報を行った労働者を解雇等の不利益な取り扱いから保護をすると共に、事業者の法令遵守を推進する公益通報者保護法が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、町が自主的に取り組む

べき基本事項を定めることにより、公益通報者の保護を図ると共に、公益通報に適切に対処出来るよう要綱を制定するとの報告がありました。

委員より、相談員の選任の仕方と人数について、またこの制度の周知の方法について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、いかるが溜池土地改良区総代選挙について、理事者より、平成21年2月4日に任期が満了するため選挙管理委員会を開催し、投票日を平成21年1月22日、告示日を平成21年1月15日に決定したとの報告がありました。

次に、幼稚園教諭採用試験の実施について、理事者より、幼稚園教諭については、平成6年度から正規職員を採用せず、幼保一元化などの機構改革等も踏まえながら、退職者の補充は臨時職員等で対応してきたが、今後、教諭の職員数並びに年齢構成などを考慮しながら採用試験を実施していきたい。募集期間については、12月15日から平成21年1月9日まで、一次試験については、平成21年1月25日に予定しているとの報告がありました。

委員より、年齢制限について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、学校支援地域本部事業について、理事者より、本事業は、平成20年度より開始された国の事業で、その目的は、青少年の凶悪犯罪やいじめ、不登校など青少年をめぐる様々な問題が発生している背景として、地域における地縁的なつながりの希薄化や個人主義の浸透などによる地域の教育力の低下が指摘され、教員も学習以外にかかる業務が多く、教育に専念出来ない状況となっているため、学校への支援ボランティアを育成し、学校を含め地域の教育力の向上を目指す取り組みであり、斑鳩町の今年度の実施事業として、学校図書館の整備と登下校の見回り強化の2事業に取り組むとの報告がありました。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備工事に伴う中央公民館の敷地の変更（予定）について、理事者より、都市計画道路法隆寺線の整備により中央公民館の敷地が減少することから、その工事概要等について説明がありました。

委員より、工事の概要と完了後の交通安全対策について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、記者控え室の設置について、理事者より、前回の委員会で指摘のあった件について、控え室については、常設ではなく、議会開催日や記者発表日などの時のみに使用し、普段は庁内の他の会議室と同様に、会議や住民相談室に利用するとの報告がありま

した。

委員より、記者用の機材等は置かれるのかとの質疑があり、理事者より、常設ではないので機材等は置かず、記者が執筆や作業をする場として活用するとの答弁がありました。

次に、その他について、委員より、旧保健センター横の清掃についてのお願いと、放課後子どもプランについて、今後どのように考えておられるのかとの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

最後に、当委員会として、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて及び委員会条例第2条第1項第1号に定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れをしております。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、予算常任委員長報告について、予算常任委員長の審査結果報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員会の審査結果について報告をさせていただきます。

予算常任委員会は、本会議から付託されました議案等の審査を行うため、12月11日、全委員出席のもと予算常任委員会を開催いたしました。

まず初めに、議案第53号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,893万6,000円の減額を行うということで担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、たばこ税の減収について、配当割交付金にかかわって、株券の電子化対策について、私立幼稚園就園奨励費について、また地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の追加による財源振り替えについて質疑があり、理事者より、タスポ導入による税収や町税収入の見込みについては、アメリカ発の金融不安による影響などもあり、当初予算の時点でそれを見通すことは難しいものであった。また、株券の電子化については、民間会社の方で相当PRされている状況であり、特に町として啓発をしていくことは考えていない。配当割交付金に

については、現在の景気の動向から考えて減るという見通しである。また、私立幼稚園就園奨励費として、今回、増額補正となる分の人数は、当初の見込みが160人であったのに対し、13人増の173人である。さらに、所得階層によって、町立幼稚園の保護者負担額が私立幼稚園の保護者負担額を超える状況があったが、今年度はそうならないように調整している。また、私立幼稚園就園奨励費の国庫負担は3分の1である。また、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金については、9月に補正を行った耐震2次診断の調査財源に充当するとの答弁がなされました。

これを受けて委員より、私立幼稚園就園奨励費については、今後も検討が必要であると前回の委員会に引き続き意見が出されました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,309万9,000円の追加を行うものである。主には、人事異動にかかわる補正、また後期高齢者医療制度の電算システムの変更にかかわる補正や出産育児一時金の増加補正を行うなど、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、出産育児一時金について、国保財政を繰上充用で対応していることに対する対策について、病気予防の取り組みについて質疑があり、理事者より、出産育児一時金については、当初30人分を見込んでいたが、15人を追加し45人分とした。来年度予算については、これまでの平均を見る中で検討をしていきたい。また、国保財政については、一般会計からの繰り入れや国保料金の引き上げを行い対応してきた。平成21年度の当初予算時には、類型赤字が6億円から4億円へ2億円くらい減ると見込んでいるが、さらに滞納対策についても努力をしていく。また、病気予防の取り組みについては、今年度から特定健康審査、特定健康指導が始まり、国民健康保険の保険者として、メタボリックシンドロームの対象者を10%減らすということで、5年後の目標に向かって頑張っていくとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ957万円の減額を行う。内容は、人事異動にかかわる補正であるということで担当課長より説明を受け、質疑をお受けした

ところ、特段の質疑等はございませんでした。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ260万1,000円の減額を行う。内容は、人事異動にかかわる補正であるということで担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、特段の質疑等はございませんでした。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ252万円の追加を行う。内容は、制度改修に伴う電算システムの改修経費の補正であるということで担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、特段の質疑等はございませんでした。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出で231万5,000円の減額を行う。内容は、人事異動にかかわるものである。また、資本的収入では1,400万円の増額を行い、内容は企業債を4,600万円から6,000万円に増額するものとして担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、水道管更新事業に伴って出る古い管は産業廃棄物になるのかとの質疑があり、理事者より、基本的に古い管については撤去をしている。その際、破棄するとなると産業廃棄物になるが、地中に残している分については産業廃棄物とはならないとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、その他についてお聞きしたところ、委員より、県道大和高田斑鳩線の電光掲示板について、町道上の未登記地について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

最後に、閉会中の継続審査について確認をし、委員会を終了しました。

以上が、開会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては、

会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたしますし、報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5、議会運営委員長報告について、議会運営委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○議会運営委員長（里川宜志子君） 議会運営委員会の報告をさせていただきますが、議会運営にかかわる報告につきましては、既に全協の方でさせていただいておりますので、当委員会に付託を受けました陳情第3号の審査結果についてのご報告のみさせていただきますと思います。

陳情第3号 議場での国旗掲揚に関する陳情についてを議題とし、委員より質疑をお受けいたしましたところ、陳情者の名前が1人だけで「外5名」となっているが、その5名は、名前や斑鳩町の方かどうかなどはわからないのかという質疑に対し、持ってこられたのは4～5名だったが、1人の方しかわからないと議長の方から答えられております。

また、町村ではあるところとないところがあるが、近隣ではどうなっているのかという質疑に対し、広域圏では、三郷町と安堵町にはあるが、その他にはなく、王寺町は斑鳩町と同じプレートになっていると事務局から答弁がされております。

その後、委員各人のご意見をお聞きさせていただくと、1つ、陳情の要旨や理由と国旗がどう結びつくのかはわからないけれども、色々な式典では、国旗を町でも掲げていることを考えると、あってもいいのかなというふうに考える。2つとして、もう少し調査研究をする必要もあると思うが、断る理由がない。3つとして、この庁舎が出来た時、またその後も一定の議論はしてきたが、今、改めてする必要があるのかどうかというふうにも思うが、どちらでもよいなどの委員皆さんからのご意見をいただき、協議をさせていただいた結果、委員皆さんのご意見を取りまとめさせていただき、当委員会としては採択することとなりました。

以上が、この陳情第3号についての審査結果でございます。簡単ですが、詳細につきましては、また会議録の方をご覧をいただきたいと思っております。

以上で、議会運営委員会の付託議案についてのご報告を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第48号 斑鳩町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報

告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第48号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第49号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第49号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第50号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第50号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第51号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第51号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第52号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第52号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第53号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第53号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第54号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第54号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第55号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第55号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第56号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第56号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第57号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第57号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第58号 平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第58号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第59号(仮称)斑鳩町文化財活用センター整備工事請負契約の締結について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○8番(西谷剛周君) 議案第59号(仮称)文化財活用センター整備工事請負契約の締結について、反対の立場から意見を申し上げます。

今年の9月に13億6,000万円で完成した総合福祉会館に引き続き、本年度から2カ年の継続事業として計画している2億8,300万円の(仮称)斑鳩町文化財活用センターについて、住民の声は、もうハコモノは要らないという意見が大半です。総合福祉会館の建設の時、既に、どうしてもハコモノを建てたいのなら住民投票で決めてくれという、多くの住民の声を聞いています。今、投票すれば、大半の住民は要らないというはずです。これは、住民の皆さんが、ハコモノをすれば多額の維持管理費が必要となり、県下の上牧町や桜井市だけでなく、全国でもその維持管理費が財政の負担となり、閉鎖に追い込まれた多くの事例のあることを知っているからです。そんなお金を使うのなら、筋の通らない下水道加入負担金10万円の廃止や、住民の受益者負担を軽減してほしいというのが本音です。

次に、私の一般質問でも触れましたが、入札の経緯と請負業者、落札率の不自然さがあります。総合福祉会館は、一度奥村組に決定しましたが、名古屋の談合事件で白紙。次に入札をしたが、業者の応募がなくて流れました。そこで、今度は入札の予定金額を引き上げ、大林組と村本建設の2社で入札をしたが、落札が出来なくて、低い入札額の村本建設と契約をした。落札率は100%でありました。

同様に、(仮称)斑鳩町文化財活用センターは、一度入札をしたが、業者の応募が1社しかなく、再度入札をやり直し、入札の予定価格を引き上げ、奥村組、村本建設の2社で入札をし、奥村建設が落札した。落札率は98.75%ですが、当初の予定価格で換算すると、99.2%とほぼ100%に近い高い落札率であります。さすがに、今回は分離発注はしなかったけれど、落札業者は総合福祉会館と同じ村本建設です。

また、完成後の文化財活用センターの運営も、春と秋の年2回本物を展示するという

町長の答弁でありましたが、それ以外の大半の期間はレプリカを使用しているということになるかと思いますが、つまりこのようなことをするために2億8,000万円も使って建設するという、果たしてこれが町の言う地元の文化財を地元で保管、展示するという文化行政なのかと言わざるを得ません。

よって、議案第59号について、反対とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 議案第59号（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事請負契約の締結について、賛成の立場から意見を申し上げます。

この（仮称）斑鳩町文化財活用センターの整備は、史跡藤ノ木古墳の整備事業でのガイダンス施設整備に関連しておりましたことから、この計画段階より、これまで総務常任委員会において十分に検討を重ねてまいったものであります。この事業は、国土交通省所管のまちづくり交付金事業として、平成18年度よりまさに進められているものであり、これまでに生駒郡内の4町で共有しておりました奈良地方法務局斑鳩出張所の敷地やその隣接地における土地の購入や、奈良地方法務局斑鳩出張所建物の買い取りなど約1億4,680万円が執行されており、また事業総額4億3,500万円に対しまして、国より事業総額の約34%の補助金が見込まれています。

これまで、町議会としても、斑鳩町の貴重な歴史遺産として藤ノ木古墳の整備の促進について要望してまいりましたし、町民の皆さんをはじめ町内外の方々からは、古墳自体の整備と共に藤ノ木古墳の貴重な出土品は、地元で展示出来るような施設づくりをしてほしいとの声も多くありました。

今年の春と秋に開催されました藤ノ木古墳の石室特別公開において、あれだけ多くの見学者に足を運んでいただいたということは、発掘調査以来23年を経た中でも、皆さんが斑鳩の藤ノ木古墳になお高い関心を持っていただいていることを、私といたしましても再認識したところであります。

そして、何よりこの施設では、単に国宝の展示やガイダンスの施設としてだけでなく、長年の念願でありましたこれまでに出土した貴重な出土品なども保管出来る収納機能も有し、文化財行政の窓口業務や調査、研究、普及といった機能も兼ね備えた文化財の調査研究及び情報発信の総合施設として位置付けられるものであります。

また、地元において、自分たちのまちの貴重な遺産である国宝藤ノ木古墳出土品を目

の当りに出来ることにより、町民の皆さんが、郷土の文化財を守り貴重な遺産として次の世代に伝えるという斑鳩に対する郷土愛をはぐくむ絶好の機会となると共に、「歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」として特色のあるまちづくりを進めるためにも、（仮称）斑鳩町文化財活用センターはぜひとも必要な施設であると考えます。議員皆様方のご理解とご賛同を心よりお願い申し上げまして、私の賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第59号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第60号 平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民の利用に供することについてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第60号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、請願第1号 南興留第三自治会で無償で使用している個人所有の子供広場（地図・写真を添付）を、斑鳩町に買い取りを求める請願書について、これより討論を行います。

委員長報告は、不採択であります。

初めに、本案を採択することに賛成の議員の意見を求めます。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） それでは、請願第1号 南興留第三自治会で無償で使用している個人所有の子供広場（地図・写真を添付）を、斑鳩町に買い取りを求める請願書について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

この請願書には、南興留第三自治会の会員238名の方々の熱意が感じられる署名簿が付されておりますが、この子供広場を残す残さないの問題は、一自治会だけの問題ではなく、斑鳩町全体に投げかけられた課題であると思います。

この公園は、三方が見通しよく開け、遊具も整い、地元の方々によって良好に管理が

なされております。子どもさん方の遊び場としてももちろん、親御さんの交流や、高齢の方にとっては、お孫さんと一緒に遊ぶ遊び場、地域の共同作業の場等々、自前の集会所がないこの地区におかれましては、唯一この場が自治会内の潤いの空間となっていると言われております。

加えて、災害時の身近な避難場所として、必要不可欠な広場となっているのであります。

こうしたことから、大きな施設も大事な場合がありますけれども、それよりもむしろこうした地域の人々に日々役立つものがいかに大切かと考えさせられます。今朝も、登校する生徒さんたちが集まり、年長の子どもさんが先導して仲良く元気に出発しておりました。

この場所は私有地であり、昭和50年代から平成20年の今日まで30数年間も地主さんの好意により地元に開放されているということを知り及び、この間、ここから巣立っていかれた、大人になられた方々の世界へ羽ばたいている姿などが目に浮かび、感慨を覚えました。

一昨日、中央公民館で人権セミナーがありまして、薬師寺の副住職さんが、奈良県の人は土地に執着をする人が多く、わずかな土地のことで大騒ぎをすると、こういう話を聞いたばかりでありましたので、なおさらのこと、この奇麗な地主さんのご好意を受け継ぐこの子供広場にこそ地域福祉の原点があり、これを失うことは地域の損失であると同時に、斑鳩町の大きな損失であると思いました。

まちの基本姿勢は、人にやさしいまちづくりであることは、広く住民の知るところであります。その重要施策の中には、快適で潤いを実感出来る都市基盤の整備、また環境に優しく安らぎを実感出来る生活環境の向上とあります。

今、斑鳩町では、下水道事業、駅前周辺、道路整備等のインフラ整備、また先ほど問題になりました文化財活用センター等が新たに計画され進行中ではありますが、30数年間も立派に公園の機能を持ち続ける児童公園を残すことの方にこそ、優先順位の大義名分があるのではないかと考えます。

重ねて申しますが、南興留第三自治会から請願が出された子供広場存続の問題は、一自治会の問題ではなく、斑鳩町の基本理念が問われているといっても過言ではないと思います。地方財政の逼迫が言われている今、一律に予算の削減ではなく、今こそめり張りのきいた行財政改革により、町の活性化が求められている時だと思えます。

こうした4件ある個人所有の公園については、買い上げ希望があれば、きちんと精査して計画的に買い上げるべきではないかと思えます。職員理事者さんが、請求される前に土地を次々と買い上げて財政を破綻させるなどということは、考えられません。また、議会もきちんとチェックを怠ることはありません。

斑鳩町に散りばめられたこうしたオアシスのような児童公園の一つが失われることは、非常に残念なことであります。これは、例えばダイヤモンドが石ころに変わってしまうような感じにさせられます。そのような結果にならないようにと折りつつ、請願第1号については賛成であると申し上げまして賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を採択することに反対の議員の意見を求めます。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 請願第1号 南興留第三自治会で無償で使用している個人所有の子供広場（地図・写真を添付）を、斑鳩町に買い取りを求める請願書を採択することに反対の立場から意見を申し上げます。

南興留第三自治会の皆様が、多年にわたり維持管理してこられた子供広場が、土地所有者の事情により売却されることになり、子供広場を残すために町に買い取りをしてほしいという事情はよく理解出来ます。多分、ここにおられる議員皆さんが、出来ることなら子供広場を残したいというお気持ちを持っておられるのではないのでしょうか。

しかし、今現在、町内で自治会が民有地を借りられて設置をされている子供広場は、南興留第三自治会を含め10カ所もございます。また、過去には、土地所有者の事情により売却され、子ども広場がなくなってしまった事例もございました。

今の斑鳩町の財政状況は、町当局、議会諸先輩方のご努力、そして町民皆様のご協力により堅実に財政運営がなされておりますが、今後さらに少子高齢化が進み、住民ニーズが多様化することにより、財政負担も大きくなると予想されております。

このような将来の見通しの中で、本請願を採択し町が土地を買い上げますと、財政への影響は避けることが出来ません。また、将来の財政をかんがみますと、これ以上の財政負担は困難な状況になります。

地元自治会の皆様には、このような事情をどうかご理解をいただけますようお願いいたしまして、私の反対意見とさせていただきます。議員の皆様、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立少数であります。よって請願第1号については、賛成少数で不採択とすることに決しました。

続いて、陳情第1号 要望書については、委員長報告どおりであります。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、議案第61号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、追加日程2、発議第7号 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書について、追加日程3、発議第8号 ミニマムアクセス米の輸入を中止し、食料自給率の向上を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、議案第61号から追加日程3、発議第8号までの3議案を日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、議案第61号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第61号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、議案第61号につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第61号

斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成20年12月17日提出

斑鳩町長 小城利重

次に、この議案書の最後のページの要旨をご覧いただきたいと存じます。まず、要旨を朗読させていただきます。

斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例（要旨）

平成21年1月から産科医療補償制度が実施され、出産費用に同制度の掛金相当額が加わることに伴い、同制度の加入の分娩機関で出産した場合の出産育児一時金の額について、現行の35万円に3万円を上限として加算する旨の改正を行うものであります。

先ほど厚生常任委員長報告の中にもございましたが、改めてもう少し説明をさせていただきます。

産科医療補償制度は、分娩時の医療事故により脳性麻痺となった乳児とその家族の経済的負担を速やかに補償しようとするものであり、3,000万円までの補償金が支払われるものであります。運営は、財団法人日本医療機能評価機構が行うこととなっております。

この補償制度は、平成21年1月の分娩から実施され、その掛け金相当額が出産費用に加算されることから、出産育児一時金の金額を加算し、妊産婦の負担が大きくなるないように配慮するものであります。

今回の条例改正につきましては、出産育児一時金に対する国の最終的な考え方、健康保健法施行令の改正が、本年12月2日に閣議決定、そして12月5日公布となっております。それを待っての改正といたしましたことから、本日最終日の上程となっております。

以上で説明とさせていただきますけども、何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第61号については、満場一致をもって可決いたしました。

続いて、追加日程2、発議第7号 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長(里川宜志子君) それでは、発議第7号につきまして、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をいたします。

発議第7号

奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書について

標記について、斑鳩町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年12月17日提出

厚生常任委員会

委員長 里川 宜志子

この提案につきましては、先ほど私の方から、厚生常任委員会での審査の概要につきまして皆様方にもお知らせをさせていただきましたとおりでございます。意見書文をもって提案説明とさせていただきます。

奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書

産科や小児科の閉鎖、地域医療の崩壊が大きな国民不安となっている。その中にあって奈良社会保険病院は、様々な医療の需要に応える地域に密着した中核的な病院としてだけでなく、産科医療、小児救急、看護師の養成など、奈良県の医療を守るうえでも多大な貢献をしている。

とりわけ、産婦人科の救急体制、小児科の2次救急において、奈良県北和地区の重要な、なくてはならない医療機関となっている。

ところが、社会保険庁の全国健康保険協会への移行に伴い、今年9月30日をもって社会保険病院や介護老人保健施設などの保有は、社会保険庁から「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」に移管され、平成22年10月を目途に適切な譲渡先を検討することとされている。

もし、経営移譲に伴い同病院が地域において果たしてきた医療機能が低下することになれば、地域住民の医療確保の困難だけでなく、奈良県の医療体制にも重大な影響を及ぼすことが危惧される。

医療制度や保険料などが目まぐるしく変わることで国民は不安や不満をかかえていることに加え、重要な医療機関の今後の動向がつかめないというのは、さらに不安や不満が募る一方となる。

よって、国におかれては、奈良社会保険病院が地域医療において重要な役割を果たしてきたことに鑑み、地域の医療体制を損なわないためにも、引き続き公的病院として存続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

奈良県斑鳩町議会

という内容となっておりますので、議員皆様のご賛同、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第7号については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第7号の可決により、陳情第2号については採択されたものとみなします。

続いて、追加日程3、発議第8号 ミニマムアクセス米の輸入を中止し、食料自給率の向上を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第8号について説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読いたします。

発議第8号

ミニマムアクセス米の輸入を中止し、食料自給率の
向上を求める意見書について

標記について、斑鳩町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出す

る。

平成20年12月17日提出

議会議員

木澤正男

里川宜志子

それでは、意見書の朗読をもちまして提出の説明とさせていただきます。

ミニマムアクセス米の輸入を中止し、食料自給率の向上を求める意見書

この間、トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして国民生活に重大な影響をもたらしています。また、食料自給率がカロリーで39%、穀物で27%というもとの、国民のなかに大きな不安が広がっています。

食料価格高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

こうしたなかで、国民に需要のないミニマムアクセス米が年間、77万トンも輸入されています。本来、必要のない米を輸入するために、減反などによって生産を調整するという矛盾は解消し、食料自給率を上げることが国策として必要です。

また、ミニマムアクセス米に含まれていた事故米が不正規に流通し、医療・福祉施設の食事や学校・幼稚園の給食などに使われていたことが明らかになりました。この問題では、「極力主食用に」と農林水産省が通達を出し、政府が事故米を「主食用」に売却することを容認していたことが発覚し、国民の中で怒りの声が広がっています。国民の命にもかかわる「食」の安全を守るためにも、不要な米は輸入しないという立場が政府に求められます。

さらに、現在、飢餓によって世界的に食料暴動が起こっている中で、自給可能な米を輸入し続けることは、人道的見地からも許されるものではありません。

以上の趣旨に基づき、次の事項について、必要な措置を講じるよう強く要望します。

記

1. ミニマムアクセス米の輸入を停止すること
2. 食料自給率の向上に向け、抜本的な農業政策の見直しをおこなうこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成20年12月17日

奈良県斑鳩町議会

ということですが、やはり町内の農家の皆さんからもこの声は多く聞かれておりまして、町住民の意思としても、ぜひこの意見書を上げ政府に対策を求めるこの意見書につきましては、皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

以上をもちまして提出説明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、反対意見を申し上げます。

政府へミニマムアクセス米の輸入停止を求めることにつきましての反対意見。

ミニマムアクセスにつきましては、1993年、ウルグアイラウンド農業合意によって高関税による事実上の輸入禁止を撤廃することを目的として設定されており、日本では米が該当することから、ミニマムアクセス米と呼ばれています。

日本では、ウルグアイラウンドにおいて、米の例外なき関税化を延期する対象として、米においては他品目より厳しい輸入枠を受け入れています。ウルグアイラウンド農業協定そのものは、ミニマムアクセス枠全量の輸入を義務づけているわけではありませんが、日本では米の輸入について、政府統一見解に基づいて輸入を行うべきものとみなし、全量を輸入してきています。しかし、ミニマムアクセス米の輸入に当たっては、加工用中心の輸入販売の措置を講じており、このことによる米の生産調整の強化はないとされています。

また、近年における食料価格の高騰により、2008年の米の国際価格も高騰しており、政府が行った輸入米の買い入れ入札では、全く落札出来ない事態となり、政府は苦慮している状態とはなっていますが、このミニマムアクセス米を輸入することだけが、価格高騰の大きな起因だとは言えないという状況であると聞いております。

このような状況において、ミニマムアクセス米の輸入停止を行うことにより、農産物全体の輸入自由化が強く要求されることが考えられ、また日本の他産業における輸出入全体の影響が出てくることも考えられます。

このことから、現時点においては、国際社会の一員として、また国際的に経済情勢が不安定の中、ウルグアイラウンド農業合意のルールを守っていくことが妥当であると考え、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める要望について採択することについては反対

するものであります。議員皆様の良識あるご判断を求めまして、反対の意見とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 発議第8号につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。と思っております。

輸入汚染米の流通や小麦製品の値上がりなど、私も主婦ですので、これらの食の不安が本当に広がって、その声が大きくなっております。

また、この汚染米、いわゆる事故米と言われたものにつきまして、需要がないのに工業用に名目を変え、どんな汚染米でも輸入を認め、そしてあげくの果てに処分に困って国内流通させてしまった。この件については、悲しいことに、この奈良県でも、自殺者までが出るというような状況、倒産した会社なども出てまいりました。

この問題につきまして、まず一番の問題は、反対者もおっしゃっておられましたが、ミニマムアクセス米を、WTOでは義務輸入ではないというふうになっていると思うんですが、政府では、義務輸入と解釈をし、その辺での問題の整理がきちっと行われていない。けれども、衆議院の農水委員会では、大臣も、WTO協定に全量輸入しなければならないということはどこにも書いていないと答弁はされているところです。

また、ミニマムアクセス制度は、低税関の輸入機会を提供するというものですが、これらの中でも、アメリカの乳製品や韓国、台湾の米など、ミニマムアクセスの輸入枠を消化していない場合が大変多く見られる状況でございます。

そして、この意見書を提出するに当たってさらなる問題があるということについてぜひ申し上げておきたいのが、政府与党は、7月のWTOの交渉で、アメリカの主張に応じて、現在、日本の流通の1割に当たる77万トン、これをさらに100万トン以上に輸入を拡大することを容認したということなんです。これは本当に問題だと、私は考えております。年間の倉庫代だけでも127億円。そして、在庫の累積が大きくなっておりまして、これらの管理経費、2008年度には2,500億円です。これらの問題については、やはり、今、きちっと考えるべきではないかというふうに考えております。

40年前には、ヨーロッパ諸国は、日本より自給率が低かったんです。けれども、ほとんどの先進国は、この間に国策をとり、自給率を上げ、日本はどうなったか。その当時から自給率が半分まで落ち込んでいる、こんな状況になっているんです。

農業委員会でも、遊休農地の対策にもご苦労いただいております。私たちも、この斑鳩町でも遊休農地がふえてきていることについて、何でこうなってきたんだろうかと考えながら、色々なご協力もさせてきていただいた経過もございます。

私たちは、安全で豊かな食料は日本の大地から、この思いで食料主権を確立をしたい、これを実現していきたいという思いと共に、今、なお、世界中で飢餓に苦しむ人々、小さな子どもたちから米を奪うことにはなっていないのかという問題にも目を向け、何としても日本人の食の安全のためにも、世界的な貢献ということについても、様々な角度から、今こそこの問題についてはきちんと見直すべきであるというふうに考えました。

以上が、私のこの発議第8号に対する賛成意見です。議員皆様の深いご理解、将来にわたるご理解をぜひいただけますよう、ご賛同いただけますようお願いをいたしまして終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立少数であります。よって発議第8号については、賛成少数で否決いたされました。

続いて、陳情第3号 議場での国旗掲揚に関する陳情について、これより討論を行います。

初めに、本案を採択することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、陳情第3号 議場での国旗掲揚に関する陳情について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

私は、この国旗を掲揚するという問題は、非常に難しい問題であると考えています。といいますのは、我が国の戦後の歴史においては、日の丸を国旗とし、君が代を国歌とすることについて、少なくない国民が抵抗感や反対の意思を持ってきました。

とりわけ、日の丸については、日本がアジア諸国に対する侵略戦争を行った際に、その旗印として使われたという問題があります。実際に悲惨な戦争を体験された方々が、日の丸、君が代の存在さえ許しがたいと思われるのも仕方のないことです。こうしたことから、日の丸、君が代を国旗、国歌にすべきでないという声もあり、いまだに国民の

中でも意見が大きく分かれています。

また、1999年に国会で国旗・国歌法が制定された際も、わずか13時間の審議のみで、反対の声を押し切って数の力で強行採決されました。当時の小渕首相も、多くの批判の声を受け、国旗の掲揚に関し義務づけを行うことは考えていない、このように答弁をせざるを得なかったほどです。ですから、法律では日の丸は国旗となっていますが、国旗を掲揚することについては、国民的に、さらには斑鳩町の住民的にも合意が得られていません。

今回、陳情者は、その理由でも挙げられているように、国旗、国歌を大切に誇りを持つことの必要性や、愛国心の育成を国旗掲揚と結びつけて考えておられるようですが、あくまでもそれは個人の自由意思によるものでなければなりません。ですから、国旗を掲揚することが誇りを持つことだとか国を愛することだというこの陳情は、そう思わない人にとって理解しがたいものであると考えます。

私は、議会に国旗を掲揚することについては、少なくとも議員全員の理解のもとに行われるべきであって、これまで斑鳩町議会としては掲げてこなかったこととあわせて、現在もこのように反対の声がある中では、住民の意思決定の場である議会として、住民の自由意思を尊重するという立場からも、無理に掲げるべきではないと考えます。

以上の理由から、議場に国旗を掲揚することについては反対であると申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を採択することに賛成の議員の意見を求めます。6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） それでは、陳情第3号 議場での国旗掲揚に関する陳情について、賛成する立場から意見を述べます。

陳情文にもありますが、国旗及び国歌に関する法律が平成11年8月13日に公布され、国旗は日章旗、いわゆる日の丸、国歌は君が代と制定されました。制定時の内閣総理大臣の談話には、「国旗と国歌は、いずれの国でも国家の象徴として大切に扱われるものであり、国民の間に定着することを通じて、国民のアイデンティティーのあかしとして重要な役割を果たしているものと考えております」とあります。

我々町会議員としては、国家を形成する地方自治体における学校教育、住民福祉の増進を図ることを基本に議員活動を日々行っております。その結果として、国家の末長い繁栄につながるものと考えております。

このようなことから、私たち議員の活動の場である議場に日章旗、いわゆる日の丸を揚げ、常に国家という大局を意識しながら活発で真摯な議会活動に励むべきものと考えております。

以上のことから、私は、陳情第3号 議場での国旗掲揚に関する陳情について賛成するものであります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって陳情第3号については、賛成多数で採択いたされました。

続いて、陳情第4号 要望書について、これより討論を行います。委員長報告は、不採択であります。

初めに、本案を採択することに賛成の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、陳情第4号 要望書について採択とすることに賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩がオープンして、約3カ月と半月ほどがたちました。この間、生き生きプラザを利用、見学された方々から、色々な声をお聞きしています。そうした声は、直接行政へ届いているものもあれば、私たち議員に届けられるものもあり、それぞれの議員さんも、住民の皆さんから様々な声を聞いておられると思います。また、直接行政へ届いている声については、担当課としても一つ一つ丁寧に記録していただき、誠実に対応いただいていると理解をしています。

そんな中で、今回の要望の趣旨であります土・日・祝日の開館についてですが、私は生き生きプラザ斑鳩がオープンする前から要望を出してこられた地域以外の方からも、特に土曜・日曜をあけてほしいという声を聞いており、条例をつくる際にも、そのことは本会議の総括質疑の場でも申し上げ、検討されるよう要望をさせていただいてきました。

要望書にも書いてありますように、サラリーマンの方など、現在の社会情勢から考えると日曜日しか休みがないという方は多いと考えます。ですから、より多くの住民に平等に使っていただこうと思えば、土曜日もそうですが、私は日曜日の開館が必要ではな

いかと考えます。ただ、それが、保健センターまで含めてすべて開けるのか、そうしたところについては、出来る出来ないという問題や、またそこまで住民が求めているのかというところについても、私も疑問もありますので、そういう意味では調査なども必要かと思えます。

ただ、今回、一自治会からではありますが、住民からはっきりと要望書という形でこうした声が上がってきたことに対し、実際に開館したらどうなるのか、費用の面も含め前向きに、さらにより具体的に検討するということが必要であると考えます。

委員会の討論の中で、これまで生き生きプラザ斑鳩の建設に対して、賛成、反対の声はあったが、出来た以上は、住民がより使いやすい充実したものにしていこうという立場が示されましたが、私はこの立場というのは、今後、生き生きプラザ斑鳩の運営に関して議論をしていく中で、非常に大切であると考えています。

また、運営に対し、今後、より充実する方向で検討していくんだという点では、皆さん同じ立場であると考えますが、この要望書に対し私は採択して前向きに検討していくべきだという立場です。

ですので、以上のことを申し上げまして私の賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を採択することに反対の議員の意見を求めます。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 陳情第4号 要望書について、不採択の立場から意見を申し上げます。

斑鳩町総合保健福祉会館は、町民の健康を予防し守っていく保健と、主に少子高齢化社会における福祉の拠点となるもので、いかるがホールや公民館とは性格の異なるものであります。これまでの保健センターや社会福祉協議会で行っていた事業を、この生き生きプラザで引き続き行くと共に、より充実したものとなることが重要であり、それがまず第1の目的であることを私たちは認識しておかなければなりません。

今回の要望書については、担当委員会で、先進地の事例などの研究から、休館日の利用者が少ないことを踏まえ、条例制定の時や、またその後も相当な議論をなされ、また運営会議での協議も経て一定の方向が定まっている問題であり、行政部門があることから、他の文化施設と同様な平日の休館日ではなく、日曜・休日を休館日とされたことにつきましては、妥当な判断であると考えています。

また、土曜日については、一部の方が貸し館を利用されている状況であり、もっと積極的な運営が望まれることから、今後さらに、保健センター、福祉課、社会福祉協議会の行事を行っていくとの考え方が示されています。

以上、開館して3カ月しかたっていない現状では、職員の勤務に関する条例や規則などに基づいて研究される必要もあることから、現時点でこの要望を受けることは難しいと考えます。

なお、要望書には、回答の日まで指定されていることから、現時点での状況を理解していただくためにも、あいまいな表現ではなく、きちんと誠意を持って現時点での判断を示すべきであると考えます。

今後の運営会議などで、利用者や福祉団体の皆さんの協議内容の動向や情勢を見る中で、休館日が課題となることについては反対するものでないことを付け加えまして反対意見といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立少数であります。よって陳情第4号については、賛成少数で不採択とすることに決しました。

続いて、日程6、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしく願いをいたします。

続いて、日程7、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第

75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成20年第4回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

去る12月1日の開会から本日まで、斑鳩町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを含め13議案を提出させていただき、また本日追加議案として提出いたしました議案第61号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についても、議員皆様方には終始ご熱心にご審議を賜り、すべて原案どおりご承認を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。今議会で議員皆様方から賜りましたご意見やご指摘に対しましては、その内容を十分認識し、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

特に、平成21年度予算の編成に向けては、世界的な経済情勢の急激な悪化により、財政状況はさらに厳しい状況ではございますが、議員皆様方からいただきましたご意見等を十分念頭に入れながら、歳入歳出全般にわたる抜本的な見直し等を行い、職員共々町政発展に邁進してまいりたいと考えております。今後とも、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、平成20年も残すところあとわずかとなり、寒さも一段と厳しさを増す時期でもありますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛の上よい年をお迎えいただきますよう念じまして、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、平成20年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後0時21分 閉会)